

児童手当 額改定請求書

(あて先) 日野市長

収
受
印

記入年月日

令和 年 月 日

■裏面の注意をよく読んで記入してください。

受 給 者	ふりがな			生年月日	昭和 平成	年	月	日	職 業	a. 被用者(会社員) b. 被用者でない者 c. 公務員 (勤務先：)	
	氏 名										
	住 所	〒191- 日野市							配 偶 者		有 ・ 無
	加入している 年金	1. 厚生年金 2. 国民年金 3. 私立学校共済 4. 国家公務員共済 5. 地方公務員共済 6. その他・未加入					電 話	自 宅 携 帯	() ()		
増 額 又 は 減 額 の 別					増 額 ・ 減 額						
増 額 又 は 減 額 の 対 象 と な る 児 童 等											
児 童 (18歳 の 年 度 末 ま で の 子)	ふりがな	続柄	生年月日	監護の 有無	生計 関係	同居 別居	別 居 先 住 所 (海外留学の場合の出国年月)	算 定			
	氏 名										
			平成 令和	年 月 日	有 ・ 無	同一 ・ 維持	同居 ・ 別居	(平成・令和 年 月 出国)			
			平成 令和	年 月 日	有 ・ 無	同一 ・ 維持	同居 ・ 別居	(平成・令和 年 月 出国)			
		平成 令和	年 月 日	有 ・ 無	同一 ・ 維持	同居 ・ 別居	(平成・令和 年 月 出国)				
児 童 の 兄 姉 等			平成	年 月 日	有 ・ 無	有 ・ 無	同居 ・ 別居	(平成・令和 年 月 出国)			
			平成	年 月 日	有 ・ 無	有 ・ 無	同居 ・ 別居	(平成・令和 年 月 出国)			
増額の理由		ア. 出生 イ. 養子縁組をした ウ. 児童が転入した エ. 第3子加算適用 オ. その他 ()			減額の理由		ア. 死亡した イ. 監護・生計なし ウ. 国内に住所を有しなくなった エ. 施設等に入所した オ. その他 ()				
事 由 発 生 年 月 日				令和 年 月 日							

※審査欄

備 考	改定・却下	改 定 後 の 額 手 当 月	3歳未満 :15,000円× 人⇒ 円			
	決 定 年 月 日		3歳以上 :10,000円× 人⇒ 円			
	年 月 日		第3子以降 :30,000円× 人⇒ 円			
	改 定 年 月		合計月額 : 円			
	年 月分～	宛名番号:	受付	入力	確認	通知
	□ 15日特例	認定番号:				

(裏面)

注意

■受給者について

- 1 「氏名」欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 「住所」欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 「加入している年金」の欄は、養育している児童のうち、3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
 - ア 加入している公的年金制度について、「1」から「3」までのいずれかがいつするものを○で囲んでください。
「3」を○で囲んだ場合は、()内にその年金の名称を記入してください。
 - イ 「1」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。

■児童について

- 4 「児童」欄は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 5 「監護の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 6 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 7 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子が海外に留学している場合は、「別居先住所（海外留学の場合の出国年月）」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。

■児童の兄弟等について

- 8 「生計関係」の欄は、記載した子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば、同居であって子の学費や家賃・食費等の一部を親が負担している場合、別居であって親が学費や生活費の一部を仕送りしている場合等が該当します。

■その他

- 9 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって日野市長が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
 - ア 児童又は児童の兄弟等が他の市町村に住所を有する場合は、その児童又は児童の兄弟等の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童又は児童の兄弟等が世帯主である場合にはその旨、その児童又は児童の兄弟等が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
 - イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
 - ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
 - エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
 - キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ク 請求者に配偶者がある場合には、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者又は配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得の額についての市町村長の証明書
 - ケ 3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
 - コ 「児童の兄弟等」欄に記載した児童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子について、監護・養育している場合は、監護相当・生計費の負担についての確認書（ただし、養育している児童の人数が3人以上の場合に限る。）
 - サ 「児童の兄弟等」欄に記載した児童が海外に留学している場合は、当該子が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類（ただし、養育している児童の人数が3人以上の場合に限る。）

【備考】

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。